

品川区中高生リバースマンター事業実施要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第117号

(目的)

第1条 品川区(以下「区」という。)の地域課題や社会課題について問題意識を持つ中学生および高校生(以下「中高生」という。)自らが政策を提言し、社会を変える実感を持つことによって、SDGs未来都市計画において区が目指している次世代の担い手の育成と、「子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ」の実現へつなげる。

(リバースマンター)

第2条 リバースマンターは、一般公募で応募のあった区内在住または在学の中高生に相当する年齢の者のうちから区長が委嘱する。

2 リバースマンターの任期は、区長が委嘱した日から委嘱した日の属する年度の3月末までの期間とする。

(事業内容)

第3条 リバースマンターが、専門家や区職員からサポートを受けながら、区の地域課題や社会課題について自身の問題意識を深掘り、アイデアを磨き上げ、政策を立案する。検討した内容は、区長に政策を提言し、事業化をめざす。

(検討会)

第4条 区長は、リバースマンターが政策提言の内容を検討するため、検討会を開催することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、リバースマンター以外の者に検討会への出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 リバースマンターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 リバースマンター事業に係る庶務は、企画経営部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に企画経営部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。